

医療安全の確保と推進

第1回

あらゆる場における安全な医療・看護の提供に向けて

日本看護協会は、看護の質の向上のために、看護が提供される場での安全の確保と推進を目指して、事故の未然防止・再発防止の視点で取り組みを進めている。本年度は、あらゆる場での患者参画がテーマ。「世界患者安全の日」に連動した取り組みとして、看護系団体との連名のポスターを作成し患者安全への行動を喚起するとともに、患者参画による患者安全への取り組み事例を募集し本会 HP などで紹介している。また、昨年度の小規模医療機関および介護保険施設に対する安全確保・推進支援策に関する検討結果を受け、介護保険施設における看護職を対象とした研修企画を検討している。

本連載では、あらゆる場の中でも医療機関と介護保険施設に焦点を当て、現場で発生している事故をなくすために、医療や看護、介護の現場で関わる多職種が連携することに加えて、患者や利用者、家族の安全確保への参加を促し、組織的に取り組むことの重要性を考えていく。



法令で定められている安全管理体制

病院等の管理者は、医療法第六条の十二に規定されている通り、医療事故の報告および医療事故調査の実施のほか、厚生労働省令（医療法施行規則第一条の十一）で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施など、安全を確保するための措置を講じる必要がある。また、診療報酬においては、医療機関における医療安全確保の観点から、入院基本料算定に当たり医療安全管理体制の整備が義務付けられているほか、医療安全対策加算、医療安全対策地域連携加算等の評価によって、さらなる対策の強化が求められている。

介護保険施設は、厚生労働省令で定めるところにより、利用者の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該施設における安全を確保するための措置を講じる必要がある。また、この厚生労働省令において、事業類型ごとに定める基準に基づいた規定がされ、介護保険施設はこの基準に基づいて、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされている。2021年には市町村に提出する介護事故報告書の様式が標準化され、介護保険サービスを提供する全ての事業所に標準様式の活用が求められている。将来的には報告された介護事故情報の収集・分析に基づき、介護事故の発生・再発防止やサービスの質向上につながる情報共有ができるよう、国において調査・

検討が始まっている。

患者・利用者や家族の医療安全への参画

看護職は医療・介護従事者の中でも、患者や利用者、家族の最も身近にいる存在として、その声に耳を傾け信頼関係を構築し、情報提供や話し合いを行い、安全管理を推進している。また、患者や利用者、家族も主体的に安全管理に参加し、看護職をはじめ医療・介護従事者と相互に理解し協働して安全確保に取り組むことが期待される。

2019年の世界保健機関（WHO）総会にて制定された「世界患者安全の日」は、患者安全を促進することへの人々の意識・関心を高めるための国際的なキャンペーンである。本年度の「世界患者安全の日」テーマは“Medication Safety”（安全な薬剤療法※）であり、キャンペーンアクションは“Know. Check. Ask.”（知ろう。確認しよう。質問しよう。※）である。安全な薬剤療法を推進するために、医療従事者と患者・利用者や家族等が双方向で取り組むことを呼び掛けている。本会は制定翌年度から「世界患者安全の日」に連動した取り組みを行っており、本年度は看護系4団体と協働した取り組みとして連名によるポスターを作成した。また、昨年6～9月の期間に患者安全推進の周知・普及として、特に患者参画を促進し組織的に取り組んでいる事例の募集を行っている。次回以降は、この事例募集に応募のあった介護保険施設や医療機関の事例を紹介していく。

※ 日本看護協会訳